

子ども第三の居場所事業仕様書

1 事業名

子ども第三の居場所事業

2 目的

こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う「児童育成支援拠点事業」が、令和6年4月の改正児童福祉法の施行により新設され、本市においても事業の実施を検討しており、事業の実施にあたっては、公益財団法人日本財団(以下「日本財団」という。)の「子ども第三の居場所事業助成プログラム」を活用することが非常に有効であると考えている。

ついでには、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的として、「児童育成支援拠点事業」実施を見据えた「子ども第三の居場所事業」を実施する事業者(以下「最優秀企画提案事業者」という。)を選定するものである。

3 履行場所

紀の川市内とし、以下のどちらかの施設を選択して履行するものとする。
ただし、申請事業者が所有している施設を優先する。

(1) 事業者が市内に所有又は賃借する施設

(2) 桃山保健福祉センター(紀の川市桃山町最上1253番地2)

① 貸与可能箇所

建物内

1階 特殊浴室・脱衣室・便所

2階 保健指導室、母子相談室・医師ナース詰め所、診察室、特殊
診察室、倉庫、テラス

② 共用箇所

建物内

1階 調理実習室、食堂、厨房、教養娯楽室(和室)、便所・手
洗、廊下、風除室、玄関ホール・ラウンジ、浴室側ホール

2階 多目的ホール、ホワイエ・踏込、便所・手洗(南)、便所・手
洗(北)

1階2階共通 階段、エレベーター

建物外

玄関、駐車場、検診バス駐車場等

③ その他

(ア) 市が事業等で使用する場合は、施設の全部または一部を使用することができない。

(イ) 施設の光熱水費の予算見積額は、週5日開所の場合、以下のとおりとする。また、週3日開所及び週4日開所の場合は、下記の額

に 3/5及び4/5を乗じた額を見積額とする。

※水道代負担予定(1カ月17,000円の負担)

令和9年度 7か月分 119,000円

令和10年度以降 12か月分 204,000円

※電気代負担予定(1カ月440,000円の負担)

令和9年度 7か月分 3,080,000円

令和10年度以降 12か月分 5,280,000円

※ガス代負担予定(1カ月4,000円の負担)

令和9年度 8か月分 32,000円

令和10年度以降 12か月分 48,000円

(ウ) 光熱水費を市から請求する際には、上記見積額にかかわらず使用量に応じ、請求することとする。

(エ) 施設の詳細については、子ども第三の居場所事業プロポーザル実施要領（公募型）を参照すること。

4 履行期間

(1) 子ども第三の居場所事業実施期間

令和9年7月1日（木）【予定】～令和11年3月31日（土）

(2) 児童育成支援拠点事業実施期間

令和11年4月1日（日）～令和16年3月31日（金）

5 事業内容

「児童育成支援拠点事業」（※参照1）の実施を見据え、日本財団助成プログラム2026年度「子ども第三の居場所」（以下「日本財団プログラム」という。）（※参照2）の包括ケアモデルの新規開設として以下（1）～（3）の必要な事業について日本財団助成金を申請し、採択を受けた場合に事業を実施するものとする。

(1) 開設事業

日本財団プログラムのとおりとする。

※事業要件を具備している事業者所有の施設については、助成申請の必要はない。

※日本財団助成金の採択を受け、購入した家電・家具・什器等の備品は、「児童育成支援拠点事業」終了後は、事業者に帰属するものとする。

※履行場所を桃山保健福祉センターとする場合、施設への設置工事を要するものについては、「児童育成支援拠点事業」終了後は、市に帰属するものとする。

(2) 車両配備事業

日本財団プログラムのとおりとする。

※既に所有等している車両で利用児童の送迎を行なえる場合は、助成申請の必要はない。

＊日本財団助成金の採択を受け、購入した車両は、「児童育成支援拠点事業」終了後は、事業者に帰属するものとする。

(3) 運営事業

① 利用対象者

児童・保護者からの相談や、関係機関・市の関係部署からの情報提供・相談等により支援が必要であると認めた以下に掲げる状態にある児童及びその保護者を対象とする。なお、児童については、主に学齢期以降を対象とし、就学前のきょうだいについても受け入れ可能とする。

- (ア) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状況にあり、養育環境に課題がある。
- (イ) 家庭のみならず、不登校など学校生活になじめず、家庭以外にも居場所がない。
- (ウ) その他、関係機関や市の関係部署からの情報により支援が必要である。

② 利用登録者及び1日あたりの利用児童数

日本財団プログラムのとおりとする。

③ 開所日数

年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く週3～5日の開所とし、原則同じ曜日の定期開所とする。

④ 開所時間

- (ア) 学校の授業の休業日以外の日(平日)に行う場合は、1日につき、5時間程度の開所とし、学校の授業の終了後から原則19時以降を閉所とする。
- (イ) 学校の授業の休業日(長期休暇期間等)に行う場合は、1日につき8時間とし、午前中からの開所とする。

(4) 運営体制

① 配置職員

以下の職員を配置する。職員とは、事業者内で直接利用児童に対応する者をいう。

- (ア) 管理者： 1名以上(1名は常勤職員とする。)
- (イ) 支援員： 2名程度

② 配置人数

児童に対応する職員については、児童5人に対し1人以上を目安に配置すること。利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員(直接利用児童の対応にあたっている者)を必ず配置すること。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事しても差し支えない。

③ 職務内容

- (ア) 管理者：主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、関係機関との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

(イ) 支援員：児童や保護者への支援等を行う。

④ 経験者の配置

日本財団プログラムのとおりとする。ただし、「児童育成支援拠点事業」に移行する際には、児童育成支援拠点事業ガイドラインの要件のとおりとする。

⑤ 研修の実施

職員に対し、定期的に研修を実施し、資質向上に努めること。また、個人情報の適切な管理や守秘義務についても研修を行うこと。

⑥ 支援計画の作成

個々の利用者の支援内容を中心に記載した支援計画を作成し、計画に基づいて支援を行うこと。支援計画の作成にあたっては、児童及び保護者の意向を確認し、解決すべき課題、支援の内容を明確にし、これに基づく計画的な支援を行うとともに、随時計画の見直しを行うこと。

なお、支援計画については、市の関係部署と情報を共有し支援の方向性について協議を行うこと。

6 事業費用

(1) 開設事業

日本財団プログラムのとおりとする。

(2) 車両配備事業

日本財団プログラムのとおりとする。

(3) 運営事業

日本財団プログラムのとおりとする。

ただし、「児童育成支援拠点事業」に移行する際の支出額は、週3日開所で15,514千円、週4日開所で20,685千円、週5日開所で25,742千円を上限とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

7 安全対策

児童の安全を図るため、関係法令を踏まえて施設管理、事業運営を行い、事故防止に努めること。事故やけがが発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、児童の状況等について保護者に連絡し、市に報告すること。また、事故や災害時等のマニュアルを作成し、定期的に訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておくこと。

8 損害賠償

(1) 事業者は、本事業に係る損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

(2) 子ども第三の居場所事業履行において生じた損害は、事業者の責任において処理すること。

(3) 児童育成支援拠点事業履行において、事業者の故意または過失により生じた損害は、事業者の責任において処理すること。

9 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 事業の実施にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報を、第三者に漏らし、事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。事業終了後も同様とする。
- (2) 個人情報の改ざん及び滅失を防止する措置を講じなければならない。
- (3) あらかじめ市の関係部署や関係機関の承認を受けた場合を除き、個人情報を複写し、又は複製してはならない。

10 その他

- (1) 日本財団子ども第三の居場所事業助成の採択を受けたとしても、日本財団・事業者・市の3者による協定書は、令和9年第2回紀の川市議会定例会で「児童育成支援拠点事業」予算が認められた後の締結となるため、歳出予算が適法に執行し得ないこととなった場合は、「児童育成支援拠点事業」の委託の確約はできない。
- (2) 日本財団子ども第三の居場所事業助成の採択を受けたとしても、継続助成は確約されていないため、継続して助成を受けられない場合は、「児童育成支援拠点事業」の委託も確約できない。
- (3) 次に掲げる事項が発生した場合は、「児童育成支援拠点事業」を実施することができない。
 - ① 本仕様書内容に違反し、または利用者の支援を十分に行うことができない場合
 - ② 事業者が努力しても、運営に必要な人材を確保できない場合
 - ③ 市及び事業者が利用者の募集に努めても、十分な利用者が確保できない場合
 - ④ 履行施設が使用に耐えない場合
 - ⑤ 国の施策等が大きく変わり、関連する補助金等の制度がなくなった場合
 - ⑥ その他合理的な理由により継続することが困難である場合

* 参照1 児童育成支援拠点事業ガイドラインについて（令和6年3月30日付こ成環第108号こども家庭庁成育局長通知）

* 参照2 日本財団 助成プログラム2026年度「子ども第三の居場所」

* 注意 本事業においては、上記を参照するものとするが、企画提案書審査（プロポーザル）において、最優秀企画提案事業者となり、日本財団に助成申請する場合は、日本財団 助成プログラム2027年度「子ども第三の居場所」を参照して申請すること。

また「児童育成支援拠点事業」を実施する場合も、最新の児童育成支援拠点事業ガイドラインを遵守し、実施すること。